

東京外国語大学学部教授会通則規程

〔平成 24 年 2 月 15 日〕
規則 第 112 号

改正 平成 26 年 3 月 14 日言語文化学部規則第 2 号 平成 26 年 3 月 14 日国際社会学部規則第 2 号
平成 27 年 3 月 27 日規則第 94 号 平成 27 年 5 月 13 日規則第 98 号
平成 31 年 3 月 12 日言語文化学部規則第 2 号 平成 31 年 3 月 12 日国際社会学部規則第 2 号
令和 2 年 5 月 20 日言語文化学部規則第 2 号 令和 2 年 5 月 20 日国際社会学部規則第 3 号
令和 2 年 5 月 20 日国際日本学部規則第 2 号 令和 4 年 12 月 26 日言語文化学部規則第 3 号
令和 4 年 12 月 26 日国際社会学部規則第 3 号 令和 4 年 12 月 26 日国際日本学部規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和 2 年 3 月 26 日制定）第 15 条第 4 項に基づき、言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部の教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 教授会は、東京外国語大学言語文化学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程（平成 31 年規則第 49 号）第 7 条、東京外国語大学国際社会学部に開設する授業科目及び単位数に関する規程（平成 31 年規則第 51 号）第 7 条及び東京外国語大学国際日本学部開設する授業科目及び単位数に関する規程（平成 31 年規則第 53 号）第 6 条に定める学部の専門科目のうち、担当する学部において専門演習（本ゼミ）及び卒業研究演習を担当（予定を含む）する教授をもって組織する

2 教授会は、学校教育法（昭和 23 年法律第 26 号）第 93 条第 4 項の規定により、担当する学部の専門科目のうち、専門演習（本ゼミ）及び卒業研究演習を担当（予定を含む）する准教授、講師及び助教を加えることができる。

3 教授会は、必要により前二項以外の職員を加えることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(意見を述べ審議する事項)

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、又は学長等に意見を述べるができる。

(議長)

第 4 条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 学部長は、教授会を主宰する。

3 学部長に事故あるときは、副学部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 教授会は、原則として毎月1回開催するものとする。

2 教授会の定足数、議事の運営等は、東京外国語大学学部会議通則（平成24年規則第110号）を適用するものとする。ただし、電子メールによる形式をとることはできない。

（委員会）

第6条 教授会は、必要に応じ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条に規定する専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、第3条に規定する審議事項のうち、教授会から付託された事項を審議する。

3 委員会は、前項に規定する付託事項の審議及びその結果を教授会に報告し、必要に応じて所管事項に関する議案を提出することができる。

（代議員会）

第7条 教授会は、学校教育法施行規則第143条に規定する代議員会を置くことができる。

2 代議員会は、第3条に規定する審議事項のうち、教授会から付託された事項を審議する。

3 代議員会が行った議決は、学校教育法施行規則第143条第2項の規定により教授会の議決とすることができる。

4 代議員会は、第2項で規定する付託事項の審議及びその結果を教授会に報告しなければならない。

5 その他代議員会に必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第8条 教授会の運営に関する規則は、別に定める。

（庶務）

第9条 教授会に関する庶務は、学務部研究院事務課において行う。

（規程の改正）

第10条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、改正後の東京外国語大学学部教授会通則規程における第9条については、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、改正後の東京外国語大学学部教授会通則規程第9条については、平成29年4月1日から適用する。

2 第2条第3項の規定にかかわらず、平成31年4月に担当が言語文化学部から国際日本学部に変更になる教員は、引き続き平成31年度以降も言語文化学部において、担当

する専門演習（本ゼミ）及び卒業論文演習の履修学生に係る卒業判定、学籍異動及び単位認定等の議事のみ、平成31年度以降も言語文化学部教授会の議決に加わることができる。この場合、当該教授会の定足数には加算しない。

- 3 第2条第3項の規定にかかわらず、平成31年4月に担当が国際社会学部から国際日本学部に変更になる教員は、引き続き平成31年度以降も国際社会学部において、担当する専門演習（本ゼミ）及び卒業論文演習の履修学生に係る卒業判定、学籍異動及び単位認定等の議事のみ、平成31年度以降も国際社会学部教授会の議決に加わることができる。この場合、当該教授会の定足数には加算しない。

附 則

- 1 この規程は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 東京外国語大学学部・大学院学生委員会規程（平成16年3月18日制定）及び東京外国語大学学部・大学院留学生委員会規程（平成8年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年12月26日から施行する。